

令和2年第4回砂川市議会定例会
予算審査特別委員会

令和2年12月7日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算

議案第 2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算

議案第 3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 増井浩一君

副委員長 中道博武君

委員 多比良和伸君

委員 佐々木政幸君

高田浩子君

増山裕司君

飯澤明彦君

北谷文夫君

沢田広志君

辻 勲君

小黒弘君

（議長 水島美喜子）

○欠席委員（0名）

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂川市長 善岡雅文

教育長 高橋豊

砂川市監査委員 栗井久司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副市長 湯浅克己

総務部 長者	熊崎 一 弘
兼 會計管理 長	東 正 人
総務課 副審議 監	板垣 正 喬 博
市長公室課 長	安原 上 雄 二
政策調整課 長	井上 川 晴 守
政策調整課 副審議 監	玉川 山 秀 久
庁舎建設推進課 長	畠 永 敏 樹
庁舎建設推進課 副審議 監	徳 泉 敏 宏
開発推進課 長	金 大 俊 博
會計課 長	大 峯 西 田 光
市民部 長	伊堀 中 藤 興
市民生活課 長	堀 中 田 村 一
税務課 長	安 田 田 村 一
保健福祉部 長	佐 藤 哲 朗
社会福祉課 長	福 士 勇 治
兼 子ども通園センター所 長	為 野 田 勉
介護福祉課 長	近 藤 恭 史
兼 ふれあいセンター所 長	小 林 哲 也
經濟部 長	岩 崎 賢 一
商工労働観光課 長	斉 藤 隆 史
農政課 長	洪 谷 正 人
建設部 長	朝 日 紀 博
建設部 技 監	山 田 和 彦
兼 土木課 副審議 監	洪 谷 泰 朗
土木課 副審議 監	為 大 文 雄
建築住宅課 長	倉 内 久 德
建築住宅課 副審議 監	山 川 和 弘
病院事務局 長	
病院事務局 次 長	
病院事務局 審議 監	
兼 経営企画課 長	
管理課 長	
管理課 技 術 長	
医事課 長	
地域医療連携課 長	

- | | |
|--------------|------|
| 研修管理室副審議監 | 森田康晴 |
| 附属看護専門学校副審議監 | 細川仁 |
3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|------------|-------|
| 教育次長 | 河原希之 |
| 学務課長 | 是枝貴裕 |
| 学務課指導主事 | 松田安弘 |
| 社会教育課長 | |
| 兼公民館長 | 安武浩美 |
| 兼図書館長 | |
| スポーツ振興課長 | 佐々木純人 |
| 学校給食センター所長 | 今崎大三 |
4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|--------|-----|
| 監査事務局長 | 山形讓 |
|--------|-----|
5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|--------------|------|
| 選挙管理委員会事務局長 | 熊崎一弘 |
| 選挙管理委員会事務局次長 | 東正人 |
6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者
- | | |
|------------|------|
| 農業委員会事務局長 | 福士勇治 |
| 農業委員会事務局次長 | 野田勉 |
7. 本委員会の事務に従事する者
- | | |
|-------|-------|
| 事務局長 | 和泉肇 |
| 事務局次長 | 川端幸人 |
| 事務局主幹 | 山崎敏彦 |
| 事務局係長 | 斉藤亜希子 |

開会 午前10時48分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には増井浩一委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午前10時49分

〔委員長 増井浩一君 着席〕

再開 午前10時50分

◎開議宣告

○委員長 増井浩一君 直ちに議事に入ります。

○委員長 増井浩一君 本委員会に付託されました議案第4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算、議案第2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算、議案第3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の6件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて継続費補正、歳入の審査の順で行い、次に特別会計の歳入歳出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第4号 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第4号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、議案第7号 砂川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について質問させていただきます。

先ほどの議案説明の中で道の条例が4月1日に行われるというようなお話もあったのですが、すけれども、改正の理由と金額が高くなっているのですが、そのことについて詳しく伺いたいと思います。

○委員長 増井浩一君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 改正の理由につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり流水の占用料及び河川敷地の占用料等の単価を改正するためでございます。これにつきましては、本条例における占用料金につきましてはこれまで北海道の河川法施行条例に準じた額を定めてまいりました。今回本年4月に北海道の河川法施行条例が一部改正になったことから、当市の条例につきましても北海道の条例の準じた形で占用料を改正したものでございます。

あと、料金が高くなった理由ということでございますけれども、占用料金の額につきましては固定資産税評価の評価替えや地価に対する賃料の水準の動向を考慮して定められており、これらの動向を反映した中での見直しということで聞いております。

○委員長 増井浩一君 高田委員。

○高田浩子委員 砂川市でこの条例に当てはまる場所について伺います。

○委員長 増井浩一君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 条例が当てはまる場所でございますけれども、市が管理する普通河川の敷地内でございます。市が管理する普通河川につきましては、現在15本ありまして、河川延長としては合わせまして30.8キロでございます。

○委員長 増井浩一君 高田委員。

○高田浩子委員 現在この条例の対象となるところはあるのでしょうか。

○委員長 増井浩一君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 現在この普通河川管理条例に基づきまして占用している事例がございませんので、この条例の改正によって影響を受けるというものはございません。

○委員長 増井浩一君 高田委員。

○高田浩子委員 現在はないと説明がありましたけれども、以前はあったということでしょうか。

○委員長 増井浩一君 建設部技監。

○建設部技監 小林哲也君 平成20年度以降は、占用の事例がございません。それ以前につきましては、市道北7号線、農協のスタンドがございます。あの通りの西側、以前砂利屋さんがございました。そこで河川敷地の占用が行われておりましたけれども、平成19年に廃業となりまして、そこから撤退しましたので、それ以降、平成20年度以降については占用料の徴収の実績はございません。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号 砂川市体育施設条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

これより補正予算に入ります。議案第1号 令和2年度砂川市一般会計補正予算の歳出から審査に入ります。

12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費について質疑ありませんか。

小黒弘委員。

○小黒 弘委員 各バスの運行の関係で、毎年収支不足補償金として出ているものなのですが、今民間のバス会社も運転手が不足しているとか、バス路線を維持するのに非常に苦労しているという報道なんかもあるわけですけれども、今年はこれで取りあえずは路線の収支不足を補償金という形では出していくのでしょうかけれども、今後、今出している路線というのが続いていけるような状況なのかどうなのか、これを決めるに当たっていろいろお互いに相談というか、あったのではないかと思うものですから、その辺のところをお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長 増井浩一君 市民生活課長。

○市民生活課長 伊藤修一君 今ご質問いただきました今後のバス路線の維持等の部分などでありませけれども、中央バスのほうからは10月から今年の9月いっぱいまでの運行収支の状況を報告いただきまして、それに対しての不足額ということで路線を走っております各市町村でその路線の距離によって協調的に補填をしているというところがございます。今年も運賃収入がコロナウイルスの関係もありますし、また毎年利用人数が減って、それに伴って収入も減ってくる、その一方お話が出ました運転手の確保等による人件費の一定程度の改善等をしなければならぬということでも運行経費のほうも一定程度上がってくるということでもどうしても赤字の拡大ということになっております。運行に関しては、今のところ路線のすぐの廃止とか、そういう部分のお話は出ておりませんが、赤字になる部分の補填はその仕組みの中でしっかり行っていたかなければ会社として運行が継続できないというようなお話はどうしても出てきているという状況でございます。そのような中ですが、今年はこのような金額、昨年よりもどうしても費用も上がっていますが、今年も引き続き運行の継続をしていただくというところがございます。

○委員長 増井浩一君 小黒委員。

○小黒 弘委員 今の案件は分かりました。

次に、庁舎建設事業費の関係でお伺いをします。今回123万6,000円の補正になるのですけれども、継続費を見ていくともう少し大きな金額になっています。それで、移転業務委託という形になっているのですが、そもそもこの継続費というのは庁舎建設事業そのもののほぼ継続費だと思うのですけれども、移転業務は庁舎建設そのものの中に入ってくるものなのかどうかお伺いします。

○委員長 増井浩一君 庁舎建設推進課長。

○庁舎建設推進課長 畠山秀樹君 この移転業務につきましては、新庁舎の建設に伴っての移転業務という形になりますので、庁舎建設事業費という形で計上させていただいてお

ります。

○委員長 増井浩一君 小黑委員。

○小黑 弘委員 ただ、移転業務であることは間違いない。つまり引っ越しをするための費用だということでもいいのですか。

○委員長 増井浩一君 庁舎建設推進課長。

○庁舎建設推進課長 畠山秀樹君 旧庁舎から新庁舎への物品等の移転というか、引っ越し業務が主なものになります。

○委員長 増井浩一君 小黑委員。

○小黑 弘委員 引っ越したとすると、ほとんどが多分年度明けてからが必要になってくるようなことだろうと思うのですけれども、継続費総額としては2,000万円以上になってくるかなと思うのです。この123万6,000円、非常に少ないし、中途半端だと思うのですけれども、何に使われるのですか。

○委員長 増井浩一君 庁舎建設推進課長。

○庁舎建設推進課長 畠山秀樹君 引っ越し業務につきましては、令和3年5月1日から5日の休日の作業を予定しているところでございますけれども、2年度分につきましてはその前段に当たっての移転作業の諸条件の確認、または私どもとの打合せ、それと移転計画の策定に係る経費、それと職員が事前に書類等の梱包作業を行っていきますので、それに当たっての段ボールの配付される経費になります。

○委員長 増井浩一君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第3項生活保護費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、16ページ、第12款諸支出金、第2項特別会計繰出金について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、4ページ、第2表、継続費補正について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

続いて、歳入に入ります。8ページから10ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号 令和2年度砂川市介護保険特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 令和2年度砂川市後期高齢者医療特別会計補正予算の審査に入ります。

これより質疑に入ります。歳入歳出一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○委員長 増井浩一君 以上で本委員会に付託されました議案第4号、第7号、第8号、議案第1号から第3号までの各議案の審査を全て終了しました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午前11時08分

委 員 長